３受取利息	—	—	2,356	2,356
４基金運用益	—	1,054,462	—	1,054,462
５寄付金収益	18,267,203	—	—	18,267,203
６受託収入	178,403,549	—	—	178,403,549
７補助金等収益	500,000	—	—	500,000
８施設費収益	24,999,836	—	—	24,999,836
９資産見返負債戻入	73,798,243	—	14,008,370	87,806,613
10雑益	—	—	38,109,458	38,109,458
計	5,534,375,566	2,059,402,933	3,046,584,544	10,640,363,043
Ⅲ事業損益	—	—	△ 3,571,219	△ 3,571,219
Ⅳ総資産				
１有形固定資産	96,625,709,682	—	364,179,396	96,989,889,078
２無形固定資産	3,557,106	—	2,621,601	6,178,707
３その他の資産	145,538,352	98,287,198	2,096,019,834	2,339,845,384
計	96,774,805,140	98,287,198	2,462,820,831	99,335,913,169

㈱１．区分の方法

区分は、青少年教育事業（教育及び研修支援事業、連絡・協力の促進）と基金事業（助成金の交付及び普及・啓発事業）に区分し、その他共通的な事項を法人共通として区分しております。

２．各事業の内訳

事業区分	事業内容
青少年教育事業	青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言を行うとともに、先導的かつ専門的な事業を企画・立案し、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図るために必要な事業
基金事業	青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付並びに附帯事業を行うために必要な事業（機構に関する省令第15条により区分経理）

３．一般管理費の「法人共通」(1,020,563,409円）は各セグメントに配賦しなかった費用であり、その主な内容は外部委託費、賃借料、保守・修繕費でありそれぞれ168,358,736円、196,373,791円、142,954,606円であります。

４．損益外減価償却相当額3,314,951,021円は、全額青少年教育事業であります。

５．引当外退職給付増加見積額は、青少年教育事業△48,913,113円、基金事業△10,826,920円、法人共通△2,608,116円となっております。

６．引当外賞与見積額は、青少年教育事業△14,235,601円、基金事業△3,445,223円、法人共通△11,179,011円となっております。

７．有形固定資産、無形固定資産の「法人共通」合計（366,800,997円）は各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主な内容は電子計算機、ソフトウェアでありそれぞれ270,631,294円、2,385,601円であります。

８．目的積立金の取り崩しを財源とする費用は、青少年教育事業1,853,820円、基金事業1,132,780円、法人共通1,042,784円となっております。

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上は、退職一時金及び基金事業に係るものについては業務達成基準、その他については期間進行基準により行っております。

２．基金運用益の計上基準

基金運用益は、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務のための支出額を限度として収益化しております。基金運用利益金負債勘定は、子どもゆめ基金の資金運用先である有価証券に係る有価証券利息のうち、収益化未済の金額が記載されております。

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～64年
構築物	２年～55年
機械及び装置	２年～16年
船舶	２年～13年
車両運搬具	２年～７年
工具器具備品	２年～16年

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、特定の償却資産「独立行政法人会計基準」第87の減価償却額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額しております。

無形固定資産（ソフトウェア）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．賞与に係る見積額の計上基準

賞与については運営費交付金により財源が措置されておりますので、賞与の見積額を貸借対照表注記において表示し、賞与の増加額を行政サービス実施コスト計算書に表示しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付については運営費交付金により財源が措置されておりますので、退職給付の見積額を貸借対照表注記において表示しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、「独立行政法人会計基準」第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法による低価法を採用しております。